毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人

大 分 県 編集

佐伯印刷株 (定価 箇年

八月二十七日 令 二三七 和 \equiv 号 年 金 曜 日 称 域 指 定区 所在地 指定の区分 象の種 となる 三万八千八百八十円) 生原因 自然現 害の発 表区示域 Ô 等における土砂災害防する土砂災害警戒区域 年政令第八十四号)で 定める事項 法律施行令(平成十三 止対策の推進に関する 備 考

個人情報保護条例運用状況……… 豊前海におけるあさりの採捕の禁止…………………………………………………………五 採捕禁止区域におけるあさりの採捕の禁止………………………………………………五 競争入札参加者の資格に関する公示………… かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止………………………………………………六 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 告 内水面漁場管理委員会告示 大分海区漁業調整委員会告示 告 示 三件 九 七 六 辺 (C) 上 野 (B) 陽 平 ① 2 (B) (D) 真 中 (1) (В) Щ 上村第 ノ 下 田田豊原市後 染田豊 相市田 原田高 豊後高 田 田 市 小 豊後高 染 田 平 田 豊後高 染平野 田市田 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 区域 土砂災害警戒 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域 土砂災害警戒 区域 区域及び土砂 土砂災害警戒 壊地の崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 急傾斜 別図の とおり 別図の 別図の 別図の とおり 別図の とおり とおり とおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 備え置いて縦覧 田土木事務所に 省略し、豊後高 に供する。) 「別図」は、

令和三年八月二十七日

土砂災

区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

十七号。

以下「法」という。

大分県告示第五百二十五号

〇 告

示

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五

)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、

土砂災害警戒

<u>迫</u>

土砂災害警戒

別図の

別図のとおり

(C) 茂 原 ②

急傾斜

別図のとおり

区域

染 田 市 田 豊後高

区域

災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒

壊 地の崩

とおり 別図の

大分県知事 広

瀬 勝

貞

染 田 市 田 豊後高

災害特別警戒区域及び土砂

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおり

区域

法第九条第二項に規定

令和三年八月二十七日

大分県報 (告示)

									1		1		1		
		別図のとおり				別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	令和三年八月二十七日
		合	区域 _及	十七县	土砂	大分 人			新城		新城!				I
		和三年八日	次び 土砂災	3。以下 元	災害警戒	告示第五		礼田川市加		城		田	田市 豊 高	田	大分県報
		月二十七日	害特別警戒区域、	法」という。) ち	区域等における・	<u>自</u> 二十六号	~~~~~	区域災害特別警戒	土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域及び土砂土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域及び土砂土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	松 (告示)
土砂災				第七条第	土砂災害		~~~	壊地の	急傾斜	壊	地領解解	壊	地の傾斜	壊	
	大分:		次のとお	一項及び	防止対策			とおり	別図の		と別の		と 別 り の		
法第九条第二項に規定	県知事 広 瀬		り指定する。	第九条第一項の規定により	の推進に関する法律(平均		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		
	勝貞			り、土砂災害警戒	成十二年法律第五										
	法第九条第二項	大分県知事 広 瀬 勝		区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。		大分県知事 広 瀬 土砂災 大分県知事 広 瀬 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十 土砂災害	区十大	区十大	区十大	区十大新	区十大新	区十大新新	区十大新新	区十大新新	区十大新新

(B) 上 野

染田豊 上市田 野田

区域及び土砂

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

本谷(B)

染田豊 相市田 原田

区域

災害特別警戒

壊

区域及び土砂土砂災害警戒

地の崩斜

とおり 別図の 区域

災害特別警戒

相原②

染 田 豊 相 市 田 原

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

称 域 指 の 名 区

所在地

指定の区分

表反域の

生原因

等における土砂災害防

備 考

象の種 となる

区域

ホキ (B)

田田豊市 法高

区域

災害特別警戒

壊

区域及び土砂

地の傾斜

とおりの

別図のとおり

須藤寺

掛樋 安岐町 国東市

災害特別警戒 土砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおり 別図の

別図のとおり

省略し、国東土(「別図」は、

する。

置いて縦覧に供 木事務所に備え 定める事項

年政令第八十四号)で 法律施行令(平成十三 止対策の推進に関する

ホキ(C)

田市払 高

区域及び土砂

土砂災害警戒

地の崩

とおりの

別図のとおり

(C) 陽 平 3

染田豊 平市田 野田高

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

区域

(B) 七 田 ①

田田豊原市後高

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

区域

(B) 平 原 ②

染田 豊 田 市 田 高

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

区域

宮ノ前

染 田 市 田 豊後高

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

令
和
三
年
八
月
_
十
乜
Н

1					大う県最			} }	-	D 力 了 了 石	9 4 1 1	Γ
	定める事項		類象				別図のとおり	出別の	地領斜	主砂災害警戒	安東市	屋那瀬
備考	工法正等于出	表区域の	象自と生害力 の然な原の発 重現る因発災	指定の区分	所在地	称 域 指 定 区	別図のとおり	と 別 お 図 り の	壊 地 急 の 傾 崩 斜	区域 災害特別警戒 び土砂 災害警戒	吉 安 国 根 町 市	吉松
勝	大分県知事 広 瀬	大分	·	令和三年八月二十七日	和三年八日	令	別図のとおり	と 別 お 図 の	壊地急 の傾 崩斜	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	朝安国東町市	宮原
り、土砂災害警戒ぬ十二年法律第五	域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五分県告示第五百二十七号	次のとおって、一項及び、	として、	区域及び土砂災害特別警戒区域として、十七号。以下「法」という。)第七条第一土砂災害警戒区域等における土砂災害大分県告示第五百二十七号	ひ土砂災g で以下「3 災害警戒 で	 大分県告示第 十七号。以下 十七号。以下	別図のとおり	と 別 お 図 り の	壊 地 急 の 絹 絹	区域 災害特別警戒 び北砂災害警戒	油安国東市	越 奥 (A) ケ 迫
			******	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~						区域		
		とおり	壊地の崩	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	吉成町	2	別図のとおり	と別図の	壊 地 急 の 傾 崩 斜	(実) (実) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表	富岐町市	小田
	別図のとおり		急		国東市	小ヶ倉				区域		
	,	とおり	壊 地	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	大安添町	l)	別図のとおり	と 別 お 図 の	壊地急の傾崩斜	災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒	両 安 国 東 町 市	払 ④
	別図のとおり				国東市	六ツヲ			ţ	区域机	1 1	
	,		壊坥	区域災害特別警戒	山乡口屿		別図のとおり	と 別 お 図	悪地急の解	災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	吉 安 岐 町 市	広永
	別図のとおり	: 別 : 図 : の			受 国 東 市	Ш Ш (3)			埻	区域医常界	Ц П	
			壊亅	区域災害特別警戒			別図のとおり	と 別 お 図	と 地 傾 崩 斜	と 三歩川警戒 土砂災害警戒	安国工	④ 小 ケ 倉
	別図のとおり	と別めの	地急の解解		安皮町	ミノベ			壊	災害特別警戒	山 浦	
			壊	区域 災害特別警戒	山 浦		別図のとおり	と 別 お 図 り の	地領解解	土砂災害警戒	安岐町市	赤二田

大分県報 (告示)

三

令和三
年八月一
一十七目

ナケリ幸	
J	t
5	j
ラ光巨洲	プリス
プラ浴区派割 多型元/	ノーサーく一つにお、ドストコ

点七 点グから点ガ見通しパ千メートルの点	別図のとまり	別図の		土砂災害警戒	が田市	月清留
į.				コートノくと言言を言う] [\ <u>t</u>
千メートルの線との交点				区域	田北	
点ス 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八				災害特別警戒	大字上	
点シ 点オから点ウ見通し五千メートルの点		朋とおり	地の崩	区域及び土砂	直入町	
点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点	別図のとおり	別図		土砂災害警或	竹田市	草深③
点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点				区域	田北	
点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台			壊	災害特別警戒	大字下	
点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台		朋とおり	地の崩れ	区域及び土砂	直入町	ţ Ē
点 中 山口県熊毛郡上関町祝島東端	別図のとおり	別図	急質	上沙災害警战	ケ 田 市	温
点力 山口県熊毛郡上関町祝島西南端				区域	田江北	
点才 山口県熊毛郡上関町祝島北西端		 } ;	壊 垻	災害特別警戒	大字上	
点工 山口県熊毛郡上関町小祝島西端	別図のとおり	別図の		主砂災害警戒	直	
点 , 大分県東国東郡姫島村姫島灯台			i			i
点イ 大分県国東市安岐埼沖灯浮標					涞	
点ア 大分県大分市関崎		 と お	裏地の	泛言寺刊舎は区域及び土砂	人字渡	(B
う。)並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域	別図のとおり			土砂災害警戒	竹田市) 主 ①
のうち、伊予灘協定東部海域(伊予灘海域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をい					Ц	
と点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた海域をいう。)				区域	大日字向	
を結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コ				災害特別警戒	瀬及び	
伊予灘海域(点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点ト		朋 とおり	地の崩	区域及び土砂	大字渡	(D)
一 禁止区域	別図のとおり	別図	急	土砂災害警戒	竹田市	渡瀬②
大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一				区域		
令和三年八月二十七日		,	壊力	災害特別警戒	田	
たちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。	別のとおり	おとおり		三玄或及び土砂	大字片	· 技 火 名
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定により、次のとおり	<u> </u>		急	上少没言答	方 日 方	是丁子
大分海区漁業調整委員会告示第十三号				災害特別警戒	山田	
○大分海区漁業調整委員会告示	別図のとおり	別別別の	地の崩斜	区域及び土砂土砂災害警戒	大 字 同 市	立 石 ③
覧に供	- 置いて縦			区域		
田北区域等別警戒	木事務所に備え	 と お	壊掛	災害特別警戒区域及び土砂	田大字吉	(B
2	別図のとおり (「別図	別のの		土砂災害警戒	竹田市) 篠 田 ③
4 3	2 和三名 リリニー 十日		-			

点ケから点シ見通し八千メートルの点

点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点

点チ 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メー トルの線

点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点

点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの

線との交点

点ト 線との交点 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メー ートルの

線との交点

点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メー トル

令和三年十月一日から令和四年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十四号

区域においてあさりの採捕を禁止する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定により、 次に掲げる

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必

令和三年八月二十七日

要と認めた場合は、この限りでない。

分海区漁業調整委員会会長 小 野

眞

あさりの採捕禁止区域

1 宇佐市地先の次のイ、 口、 ハ、ニ及びイの各点 (世界測地系)を順次に結んだ直線に

よって囲まれた区域

北緯三十三度三十四・七八七分、 東経百三十一度二十・九〇八分

北緯三十三度三十四・八〇五分、 東経百三十一度二十・九六九分

北緯三十三度三十四・八四七分、 東経百三十一度二十・九五八分

北緯三十三度三十四・八三三分、東経百三十一度二十・八九六分

ト、チ及びホの各点

(世界測地系)を順次に結んだ直線に

よって囲まれた区域

宇佐市地先の次のホ、へ、

北緯三十三度三十四・八七七分、東経百三十一度二十・九三六分

北緯三十三度三十四・八八一分、東経百三十一度二十・九八九分

北緯三十三度三十四・九〇二分、東経百三十一度二十・九三三分 北緯三十三度三十四・九一〇分、 東経百三十一度二十・九八八分

3 豊後高田市地先の次のリ、 ヌ、 ル、ヲ及びリの各点(世界測地系)を順次に結んだ直

北緯三十三度三十四・九九九分、 東経百三十一度二十四・八八二分 線によって囲まれた区域

点ヌ 北緯三十三度三十五・〇一二分、 東経百三十一度二十四・九三八分

北緯三十三度三十五・〇四一分、 東経百三十一度二十四・九一九分

北緯三十三度三十五・〇二七分、東経百三十一度二十四・八七八分

4 豊後高田市地先の次のワ、 線によって囲まれた区域 カ、ヨ、タ及びワの各点 (世界測地系)を順次に結んだ直

北緯三十三度三十五・○三四分、 東経百三十一度二十四・八七八分

点カ 北緯三十三度三十五・〇三九分、 東経百三十一度二十四・九一五分

北緯三十三度三十五・〇六四分、 東経百三十一度二十四・九一二分

北緯三十三度三十五・〇六二分、 東経百三十一度二十四・八七一分

禁止期間

令和三年十月一日から令和四年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十五号

(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定により、 次のとおり

あさりの採捕を禁止する。

要と認めた場合は、この限りでない。 ただし、 大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必

令和三年八月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞

禁止区域

次に掲げるイ、 口、 二、 ホ及びへの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線に

よって囲まれた海域

中津市山国川山国橋右岸下流端

山国川山国橋の下流側中央

事項等 (海面) 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識 (平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第五十八 (共同漁業の免許の内容たるべき

号)から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点へから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点へ 豊後高田市と国東市との境界の標識(共同漁業の免許の内容たるべき事項等

(平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第六十一号)

禁止期間等

令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出まで。 ただし、令和三年十月十六日から同月三十一日までの間については終日

大分海区漁業調整委員会告示第十六号

かく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定により、 次のとおり

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必

要と認めた場合は、この限りでない

令和三年八月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞

禁止区域

次に掲げるイ、ロ、 ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線に

よって囲まれた海域

中津市山国川山国橋右岸下流端

山国川山国橋の下流側中央

事項等 (海面) 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識(共同漁業の免許の内容たるべき (平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第五十八

号)から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点へから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点へ 豊後高田市と国東市との境界の標識(共同漁業の免許の内容たるべき事項等 (海

(平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第六十一号)

令和三年十月一日から令和四年九月三十日まで

內水面漁場管理委員会告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第四号

規定により、次のとおり指示する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項及び第百七十一条第四 頃の

令和三年八月二十七日

海

大分県内水面漁場管理委員会会長 岩 本 郁

生

指示の内容

り、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場 管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかか

この場合、知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

指示の期間

令和三年九月一日から令和四年八月三十一日まで

大分県内水面漁場管理委員会告示第五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の

規定により、次のとおり指示する。

令和三年八月二十七日

大分県内水面漁場管理委員会会長 岩 本

郁

生

指示の内容

ے ع

体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一 次のことを遵守する

次に掲げる要件の全てに該当するこいでなければ、県内の公共用水面及びこれと連接

一体を成す水面にこいを放流してはならない

び個人の池を含む。)のこいでないこと。 保法(平成十一年法律第五十一号)による適切な処理がまだ終了していない養殖場及 コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域(発生確認後、持続的養殖生産確

ヘルペスウイルスが検出されていないこいであること。 PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、その結果コイ

2 生死を問わず、 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを遺棄してはならな

指示の期間

(単位 件)	文書処理件数及び処理内訳	1 対象公文書処理件数			務専用パソコン等 一式	大分県庁個人番号利用事務専用パソコン等	
		三 公文書の公開状況			6数量	落札に係る物品の名称及び数量	_
	法人等を含む。	二九五	勝貞	瀬	大分県知事 広		
		-				令和三年八月二十七日	
考	備	公開請求者数			て公示する。	次のとおり落札者等について公示する。	
	の状況	二 公文書の公開請求者数の状況	`			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<u>pu</u>	六. 六六C	合計	T			令和三年四月三十日	
	- 1	; -			公告をした日	総合評価一般競争入札の公告をした日	七
1011	六三六	地区情報コーナー				総合評価一般競争入札	
三三八	六、〇二四	情報センター			手続	契約の相手方を決定した手続	六
木記学戸仔娄	不 月 老米女	5				当額を含む。)	, le
目炎案勺牛牧	利用音数	<u>₹</u>	消費税及び地方消費税相		(当環境を利用するパソコン一台当たりの月額。	九百七十九円(当環境を利	
	況	情報公開窓口の利用状況				落札金額	五.
広 瀬 勝 貞	大分県知事 中				几号	大分市都町一丁目二番十九号	
		令和三年八月二十七日	秀 明	家 本	ールディング株式会社 大分支店長	代表構成員 NECフィー	
	る同条例の運用状況を次のとおり公表する。	二年度における同条例の運				企業体	^
第三十三条の規定により、令和	公開条例(平成十二年大分県条例第四十七号)第三十三条の規定により、	大分県情報公開条例(平	大分県仮想ブラウザ共同		・NECキャピタルソリューション	NECフィールディング・	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				落札者の氏名及び住所	四
		令和三年六月二十五日				令和三年六月二十八日	
	した日	七 一般競争入札の公告をした日				落札者を決定した日	三
		一般競争入札			一号	大分市大手町三丁目一番一号	
	た手続	六 契約の相手方を決定した手続			推進室	大分県総務部電子自治体推進室	
御を含む。)	万二千十円(月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)	百二十四万二千十円(する部局の名称及び所在地	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	=
		五 落札金額			る仮想基盤環境調達 一式	インターネット閲覧に係る仮想基盤環境調達	
	三丁目四番一号	東京都千代田区丸の内三丁目四番一号			の数量	落札に係る役務の名称及び数量	_
	専務取締役 依 田 茂	株式会社JECC 専	勝貞	瀬	大分県知事 広		
		四 落札者の氏名及び住所				令和三年八月二十七日	
		令和三年八月五日			て公示する。	次のとおり落札者等について	N.
		三 落札者を決定した日					
	番一号	大分市大手町三丁目一番一号			告	○ 公	
	体推進室	大分県総務部電子自治体推進室					Τ
	する事務を担当する部局の名称及び所在地	二 契約に関する事務を担			和四年八月三十一日まで	令和三年九月一日から令和四年八月三十一日まで	
							1

大	
分県報	
(公告	

竹幸	信	1、1 情幸	7 3 27 1 7							
青	央象	. ツト青坂	ー・インターネット青眼	<u>ヌ</u>						
(単位 件)				3 その他	0				供給公社	大分県住宅供給公社
二、二七三	六五	八三一	二、二八九	合計	0			公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	八大分県立芸術	公立大学法
1 11	I	I		警察本部窓口	0				公立大学法人大分県立看護科学大学	公立大学法
五六九	I	I	八	地区情報コーナー	0					病院事業管理者
一、六八二	六五	八三一	二、二八一	情報センター	九四					公営企業管理者
写し交付	貸出し	資料提供	閲覧	区分	0				官理委員会	内水面漁場管理委員会
(単位 件)				2 行政資料	0				整委員会	海区漁業調整委員会
二、〇四五				合計	0					収用委員会
I				警察本部窓口	0					労働委員会
五六〇				地区情報コーナー	0					人事委員会
一、四八五				情報センター	0					監査委員
	件数	処理		区分	七四				貝会	選挙管理委員会
				1 情報提供申出	三三五					警察本部長
				四 情報提供の状況	0					公安委員会
			_	処 理 件 数	七四七					教育委員会
	続一件	前年度からの継続一件		審查請求件数	1 1 1					議会
考		備	件数	区分	一、一回〇					知事
				4 審査請求の状況	処理件数	処理		分	区	
				0			-	の実施機関別内訳	対象公文書処理件数の	2 対象公式
	考	備		申出件数	し七	五九		一、〇四九	一、一七四	11, 111011
			1/L	3 苦情の申出の状況	外り取下げ	不存在 除外	非公開答拒否	部公開	公開	
11, 111011		計		合						処理件数
0				大分県土地開発公社		訳	理内	処		

令和二年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。 情 1 大分県個人情報保護条例(平成十三年大分県条例第四十五号)第三十六条の規定により、 議会 知事 監査委員 公安委員会 労働委員会 選挙管理委員会 警察本部長 教育委員会 請求件数 人事委員会 個人情報の開示請求の状況 令和三年八月二十七日 報 書面による開示請求の件数及び処理状況 開示請求件数の実施機関別内訳 と処理状況の件数の計は一致しない。 一七七 請求のあった一事案を分割して複数の処分を行っているものがあるため、請求件数 セ ン タ X 開 五七 示 一六三 部開示 処 不開示 分 大分県知事 理 三五 答拒否 内 広 不存在 <u>-</u> 訳 瀬 適用除外 請求件数 勝 単位 取下げ 八八八 七 $\stackrel{--}{\equiv}$ 件 貞 0 0 0 0 知 区 2 内水面漁場管理委員会 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学 病院事業管理者 海区漁業調整委員会 公立大学法人大分県立看護科学大学 公営企業管理者 収用委員会 口頭による開示請求 分 事 県立農業大学校入学試験 職業訓練指導員試験 技能検定試験 職業能力開発校入校選考試験 県立工科短期大学校入学試験 准看護師試験 現業職員採用選考 職員採用選考 家畜人工授精講習会修業試験 採石業務管理者試験 製菓衛生師試験 クリーニング師試験 登録販売者試験 毒物劇物取扱者試験 合 (簡易開示) 試 験 の状況 等 計 0) 名 称 件 数 七七 \equiv 0 Ŧī. \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 八 \bigcirc 0 0 0 0 0 \bigcirc \bigcirc

令和三年八月二十七日

大分県報 (公告)

九

令和三年
+八月二
十七日

大分県	
報(公告)	

		苦情の申出の状況	九四苦		看護師採用選考試験	病院事業管
	1	0	九		職員採用選考	
利用不停止等	利用停止等		五.		身体障がい者を対象とした職員採用選考	
内訳	処理	求 件 数	九	_	警察官B(女性)採用試験	
		人情報の	四 = @		警察官A(女性)採用試験	
		()		11111	警察官B採用試験	
	I	0	九		警察官A採用試験	
不訂正	訂正	求件数	五請		職員採用医療免許資格職試験	
内訳	処理		八	七八	職員採用初級試験	
	ふの状況	人情報の訂正請求の状況	二		職員採用中級試験	ı
110,	計	合	五.	一七五	職員採用上級試験	人事委員会
	県立芸術文化短期大学特別選抜入学試験	県立芸術-	三		停止処分者講習における考査(短期・中期・長期)	
	県立芸術文化短期大学専攻科入学試験			一五、二七三	運転免許学科試験	
	県立芸術文化短期大学推薦入学試験		九 芸術文化短	一〇九	運転免許技能試験	
	県立芸術文化短期大学一般入学試験		〇 公立大学法		技能検定員審査	
後期日程)試験	県立看護科学大学一般選抜(前期日程、後期	県立看護	0		教習指導員審查	
	県立看護科学大学大学院特別入学試験		学		猟銃等講習会における考査	
試験	県立看護科学大学特別選抜(推薦、社会人)		看護科学大		警備員指導教育責任者試験	
	県立看護科学大学大学院入学試験		〇 公立大学法		警察官及び警察職員採用選考	警察本部長
	病院薬剤師採用選考試験	病院薬剤	111	一七三	大分県立中学校入学者選抜	
	臨床心理士採用選考試験	臨床心理·	1 1	1	大分県立特別支援学校(高等部及び専攻科)入学者選考	
	診療情報管理士採用選考試験	診療情報	九	四、一六九	大分県立高等学校入学者選抜	教育委員会
	助産師採用選考試験	助産師採	0		砂利採取業務主任者試験	
	(経験者)採用選考試験	看護師(八理者		狩猟免許試験	

	ない者	3を滞納している者認可等を必要とする場合において、これを得ていた。	わいて、	る場合にお	いる者 要とす	国税又は都道府県税を滞納している者営業に関し、許可、認可等を必要とす	税を滞	部道府県税し、許可、	国税又は都道営業に関し、	国 営税 業	(五) (四)	
六	定められた期間を経過告示」という。)第九告示」という。)第九		の場の提供の提供	していない者条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係	に 参加 売 払	ていない者第一項の規定により、競争入札にに必要な資格(令和二年大分県生大分県が発注する物品等の調達、	り、競・和二年	していない者 条第一項の規定により、 者に必要な資格(令和一 大分県が発注する物ロ	ていない者に必要な資大分県が発	で、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	1条要	
五.	員と密接な関係を有すおいて同じ。)又は暴(平成三年法律第七十		い下このに関する	V 4 13/1	団をい 人 な行為	(同条第二号に規定する暴力団をいう。第二条第六号に規定する暴力団員をいが団員(暴力団員による不当な行為の時代)。	規定する。現代の表現では、現代の表現では、現代の表現では、現代の表現では、現代の表現では、現代の表現では、現代の表現では、現代の表現では、現代の表現では、現代の表現では、現代の表現では、現代の表現では、	光第六号(暴力団	同 第 目 1 名	る者 (と ま)	3 11 ± 2	
)又は破産者で復権被保佐人又は未成年、ることができない。	∵被る	する者をお入札に	1 11 /	要な同 まする	と見ない皆であって、契約締結のために必要な同意を得着であって、契約締結のために必要な同意を得意の一から穴までのいずれかに該当する者は、争入札の参加者資格	結めを締めた	で	を 等入札の参加 がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの	を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 (一) 競 ラ	=
四	勝 貞	瀬	広	大分県知事	一 式 大		シ 種 日 ス 類 テ ム	大分県防災映像公開システム機器調達をする物品等の種類令和三年八月二十七日	大分県防災映像公開調達をする物品等の令和三年八月二十七	が見なっている。	大調 令和	
·	とおり公示する。(平成七年政令第三百〜〜〜	1.	を定める	十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の締結手	達契約	れる調	*適用さ	規の物	が、対の団	十二是地方公	七
						_		数	件	理		処
		件	継続一件	前年度からの	前年	_		数	件	請求	查	審
	考			備		数	件		分		区	
三								{/L	の状況	求	審査請:	五.
								0				
		老,			備				件数	出	盽	

だ。会以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を年以上事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二いて継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二)

- 一 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- 申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査
- 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇—八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七 (五〇六) 二九六五

3 申請の時期

合わない場合がある。申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に令和三年八月二十七日(金曜日)から同年九月十六日(木曜日)までとする。なお、

- 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資2 更新手続

格の審査の申請により行うものとする。

- 五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
- 1 申請書の交付場所
- 三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html

- 九 | 六 入札参加資格の取消し等
- 参加させないことができる。認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に1 入札参加資格を取得した者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と
- る者に該当すると判明した場合

 、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定す

- □ 二の1の□から団までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合
- 場合()資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した)
- は、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。
 2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたとき

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和3年8月27日

大分県知事 広 瀬 勝

浬

- 競争入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の種類

大分県防災映像公開システム機器 一豆

(2) 借入期間

令和4年2月1日から令和9年1月31日まで (60か月)

(地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約)

競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2

- この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め| |
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。
- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (4) この公告の日から下記11に掲げる開札までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 3に掲げる入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること
- (6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和3年9月28日 (火) 午後5時までに大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班へ提出し、審査を受け、承認を得た者であること。

) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者 が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 暴力団員が役員となっている事業者
- 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材・原材料の購入契約等を締結している者
- 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ケ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 入札参加申請の方法及び期間

大分県物品等電子入札システムにより、入札参加申請を、令和3年8月27日(金)午前 10時から同年9月16日(木)午後5時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書(大分県物品等電子入札システム運用基準様式第5号)」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和3年9月16日(木)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により提出先に提出すること。

提出先 大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号(県庁舎新館7階)

電話 097-506-4559

入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続

競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出す ファレ

(1) 申請の時期

令和3年8月27日(金)から同年9月16日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入

札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。

大分県ホームページ

https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html

- (3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
- 電話 097-506-2965 5 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-4559

契約条項を示す場所及び日時

- 大分県ホームページ及び大分県物品等電子入札システムに令和3年9月28日(火)まで掲載することにより契約条項を示す。 7 大分県物品等電子入札システムの利用
- 本案件は、大分県物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告 15 に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。

紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は 持参者の身分証明書等で本人(代表者又は受任者)の確認を行うものとする。

- 8 大分県物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 1) 使用言語 日本語
- 通 貨 日本国通貨

2

9 大分県物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間

入札参加申請が承認された時から令和3年10月7日 (木) 午後5時まで

- 10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限
- (2) 提出期限 令和3年10月7日 (木) 午後5時までに必着のこと

大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班

提出場所

1 大分県物品等電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和3年10月8日(金)午前10時

| 12 | 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

入札保証金に関する事項

13

免除する。

14

契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約促証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- (2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
-) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- 最低制限価格に関する事項

16

落札者の決定方法

設定しない。

17

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、大分県物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- 18 사の街